

介護予防・日常生活支援総合事業について

1. 総合事業の趣旨

- (1) 市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指します。
- (2) 要支援者等については、掃除や買い物などの生活行為の一部が難しくなっているが、排せつ、食事摂取などの身の回りの生活行為は自立している方が多くいます。このような要支援者の状態を踏まえると、支援する側と支援される側という画一的な関係性ではなく、地域とのつながりを維持しながら、有する能力に応じた柔軟な支援を受けていくことで、自立意欲の向上につなげていくことが期待されます。
- (3) 要支援者等の多様な生活支援ニーズについて、従来、予防給付として提供されていた全国一律の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護を、市町村の実施する総合事業に移行し、要支援者自身の能力を最大限活かしつつ、「従前の介護予防訪問介護等」と「住民等が参画する多様なサービス」を総合的に提供可能な仕組みに見直したものです。

2. 名古屋市の状況等（「はつらつ長寿プランなごや2018」より）

(1) 現状

ア 本市独自で基準を定めたサービス（以下「本市独自サービス」という。）である生活支援型訪問サービス、ミニデイ型通所サービス、運動型通所サービスについては、計画と比較して利用者数が伸びていません。

※ 本市独自サービス…専門的な訪問・通所サービスとは別に、利用者の能力に応じた支援により自立意欲の向上に繋げることを目的とし、併せて人員配置の基準等を本市独自に定めたサービス

イ ミニデイ型通所サービス及び運動型通所サービスについては、利用期間を6カ月とし、自身で介護予防に取り組めるようにすることを目指していますが、利用終了後の行き先の一つとして想定していた高齢者サロン等の通いの場へ移行する方が少ない状況です。

ウ 生活支援型訪問サービスについては、本市が実施する「高齢者日常生活支援研修」の修了者も担い手としての活躍を期待していますが、研修修了者の雇用は平成30年1月時点で149名（平成29年度までの研修修了者数1,144名）と少ない状況です。

エ 介護保険外の生活支援サービスを利用した方では、「日常の掃除洗濯・ゴミ出し」「調理・配食」「病院等への外出時の付き添い」「出張理美容サービス」の利用などが挙げられています。

(2) 課題

ア 本市独自サービスの普及及び事業の効果検証

イ 高齢者日常生活支援研修修了者が活躍できる場の拡大

ウ 高齢者が必要とする生活支援の把握・充実

(3) めざす姿

専門的な訪問・通所サービスに加え、元気な高齢者等、地域の力も活用した多様なサービスの中から状態に適したサービスを利用することにより、心身の機能が低下しつつある高齢者が状態の維持・改善を図ることができると期待しています。

(4) 施策の展開

ア 本市独自サービスの利用を推進

利用者の心身の状況に応じたサービス提供が行えるよう、事業所数及び担い手を増やし、本市独自サービスの利用を推進するとともに、サービス利用による介護予防の効果を含めた事業全体の検証を行い、今後の事業のあり方について検討します。

イ 高齢者日常生活支援研修及び同等研修の修了者が活躍できる場の拡大
研修修了者の増加に努めるとともに、研修修了者と求人する事業所をマッチングする取り組みを行います。

※ 同等研修とは、本市が実施している高齢者日常生活支援研修と同等の内容で認定を受けた法人が実施する研修であり、生活支援型訪問サービスの従事者となることが可能

ウ 生活支援の把握・充実と情報提供の強化

各区の生活支援に係る協議体等において、高齢者が必要とする生活支援の把握に努めるとともに、高齢者が必要な生活支援を気軽に利用できるように、身近な地域の生活支援に関する情報を高齢者に分かりやすく提供します。

また、地域に不足している生活支援がある場合は、その生活支援の提供に関して、民間事業者や地域団体等と調整を行います。

※ 「はつらつ長寿プランなごや 2018」については、下記 URL（名古屋市公式ウェブサイト）にてダウンロードできます。

<http://www.city.nagoya.jp/kenkofukushi/page/0000103013.html>